

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
200	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	災害公営住宅事業(一般災害)の指定要件の見直し	「滅失した戸数が被災地全域で500戸以上」となっている災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件の一部を、「滅失した戸数が被災地全域でおおむね500戸以上」とし、柔軟な適用を可能とする。	地震等天然現象の被害による災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件は、公営住宅法第8条第1項第1号で、その滅失した戸数が「①被災地全域で500戸以上」又は「②一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の1割以上」となっているが、胆振東部地震による北海道(被災地全域)の被害は「480戸」であるため、本事業の対象外となっている(なお、厚真町だけは指定要件②によって本事業の対象となっている。)。被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅を整備できない事態が、更なる人口流出を招いている。被災地の滅失戸数については、激甚災害指定基準と同様、「おおむね」の戸数でも適用可能とし、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を求める。	人口流出の抑制に資すること及び被災町内での居住を望む住民ニーズに対する支援となり、被災地における復旧・復興に向けた取組を後押しすることができる。	公営住宅法8条1項1号	国土交通省	厚真町、安平町、むかわ町	
201	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	災害公営住宅の入居者資格要件の規制緩和	一般災害に係る災害公営住宅整備事業で建設する災害公営住宅の「入居者資格要件」について、公営住宅法23条の規定により一定の所得以下の者が対象となっているが、災害により住居が滅失した者を対象として、過去の大規模災害と同様に収入要件をなくす。もしくは「入居者資格要件」を、地域が自ら決められるようにする。	災害公営住宅整備事業(一般災害)の入居者資格として収入要件が規定されているため、2018年9月6日に発生した胆振東部地震において、住宅を失ったにもかかわらず、災害公営住宅に入居できない者がいる。被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、公的住宅への入居を希望しているが、災害に伴う予算不足、既存の公的住宅や民間賃貸住宅の絶対数の不足により町単独では対応が困難となっている。被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅の収入要件が、更なる人口流出を招いている。	人口流出の抑制に資すること及び被災町内での居住を望む住民ニーズに対する支援となり、被災地における復旧・復興に向けた取組を後押しすることができる。なお、現行制度は、震災規模の大小で被災者を区別するものであり、制度改正によって、その不合理を解消することができる(現行制度は、激甚災害に指定されていれば、収入要件は問われない。)	公営住宅法23条 公営住宅法施行令6条 (大規模災害の場合、被災市街地復興特別措置法21条の適用がある)	国土交通省	厚真町、安平町、むかわ町	

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
200	須賀川市、川崎市	○災害時の滅失戸数を一律に定めず、それぞれの実情に合わせて判断し、柔軟に運用すべき。	被災自治体においては、平時では想定されない多大な財政支出を余儀なくされるため、災害公営住宅の整備に係る国の補助率が、公営住宅法で規定された通常の補助率である2分の1より高くなっている。 具体的には、3分の2の補助率が適用される要件として、災害で滅失した住宅の戸数が ①被災地全域で500戸以上 ②一市町村の区域において200戸以上 ③一市町村の区域において全住宅の1割以上 のいずれかを満たすことが公営住宅法に規定されており、ご指摘の被災地全域の被害状況に係る要件(①)に該当しなかったとしても、各市町村の被害状況に応じて適用することも可能としており(②)、さらには、③の要件により住宅戸数が多くない小規模な地方公共団体に対しても被害状況に応じて適用可能としていることから、現在の要件には合理性があると考えているところである。 なお、北海道胆振東部地震における被害状況は被害認定調査(R1.12.24)の結果、滅失戸数が全域で500戸を超え、要件を満たしていると認識している。
201	須賀川市、川崎市、熊本市	○一般災害時に住宅を失った被災者に対して、収入要件によって自主再建ができない人のために、規制を緩和すべき。 ○現行制度は、震災規模の大小で被災者を区別するものであり、制度改革によって、その不合理を解消することができる。	公営住宅は低額所得者向けの賃貸住宅であるところ、入居収入基準を特例的に緩和するのは、被災市街地復興特措法等に基づき、特に大規模災害について緊急かつ健全な復興が求められる場合に限定しているところであり、これは上記公営住宅の本来の主旨を害することがないようにするために適切であると考えている。 なお、入居収入基準については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)による公営住宅法の一部改正により、収入分位の50%を上限として事業主体が条例で定めることができるよう措置されている。